

し～な保育園公式Instagram運用要領

(目的)

第1条 この要領は、株式会社 TEAM CNA LIFE し～な保育園（以下「当園」という。）が開設する Instagram（以下「Instagram」という。）を当園利用児童ならびにそのご家族、また当園への入園を検討している方に対し、当園で行う行事や日常の様子等を発信し、当園の活動をより多くの方に知ってもらう機会を創出する情報提供媒体として、運用するために必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) Instagram

スマートフォンやタブレット端末などを使い、無料で写真や短時間動画を共有するソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）をいう。

(2) アカウント

Instagramを利用するために取得した権利及びユーザー名をいう。

(3) フォロー

当園のInstagramを閲覧するために行うアクションをいう。

(4) 利用者

Instagramの利用者をいう。

(5) コメント

他のユーザーのInstagramに意見等を投稿することをいう。

(6) いいね！

Instagramの投稿に対してワンクリックで肯定的な意見を示すことをいう。

(7) ダイレクトメッセージ

利用者が当園のInstagramコメント欄にコメントする代わりに、Instagram上で当園へ直接メッセージを送付することをいう。

(運営主体)

第3条 Instagramの運営主体は当園とし、アカウントの運営管理者は当園園長及び主任保育士とする。

2 公式Instagramのアカウント名は次のとおり。

- ・一般公開アカウント・・・cnahoikuen
- ・非公開アカウント(保護者限定)・・・teamcnalife2016

(アカウント運用者の明示)

第4条 当園は、なりすましによる誤情報の流布を防ぐため、運用主体としてアカウント名を当園ホームページに明示する。

2 アカウントの運営主体について、インスタグラムのプロフィール欄に明示する。

(情報発信)

第5条 インスタグラムを運営するにあたり、情報の作成、更新、発信は、当園(当園職員)とする。

2 情報掲載の原則は次のとおりとする。

- (1) 在園児童の写真や動画は事前に保護者から同意を得た児童に限り掲載する。
- (2) 個人情報に関わる内容は掲載しない。(氏名・住所・生年月日等)
- (3) 発信者は当園の職員であることの自覚と責任を持ち、当園の諸規定をはじめ関係法令を遵守する。
- (4) 自らの職務に関する情報を掲載する場合は、守秘義務を果たすとともに、意思形成過程における情報の取り扱いに十分留意する。
- (5) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、知的財産権等に関して侵害することがないよう十分留意する。
- (6) 掲載する情報は正確を期するとともに、その内容について誤解を招かないよう十分留意する。
- (7) 誤った情報を掲載した場合は、直ちに訂正及び削除する。
- (8) 親子で参加された行事などについて、非公開アカウントに限り保護者の顔が映る写真や動画を掲載させていただく場合がある。
- (9) その他公序良俗に反する一切の情報を発信しない。

3 当園は、インスタグラムによる情報発信のみを行うこととし、コメント欄は設けない。

4 利用者からのダイレクトメッセージ(DM)に対し、個別に返信は行わない。ただし、運営管理者が返信を要すると判断した場合はその限りではない。

5 非公開アカウントへのフォローは当園に在籍する園児の保護者(原則1家庭2名)に限定とする。

6 園児が退園後は適宜、非公開アカウントへのフォローを外すものとする。

(著作権)

第6条 インスタグラムに掲載されている個々の情報(写真、動画等)に関する諸権利は

当園または現著作者に帰属する。

2 利用者は、内容について私的使用のための複製、引用等、著作権法上認められた場合を除き、無断で複製または転用してはならない。

(免責)

第7条 当園はInstagramを通じて利用者が得た情報を、利用者自らが不特定多数に発信する情報について、その正確性、完全性、合法性その他の保証は一切しないものとし、当該情報に起因して利用者または第三者に損害が発生したとしても、当園は一切責任を負わないものとする。

2 当園は、掲載された情報に起因して利用者または第三者に損害が発生したとしても、当園の故意または重大な過失によるものではない限り、当園は一切責任を負わないものとする。

3 この要領は、利用者への予告なく変更や見直しを行う場合があるものとする。

(その他)

第8条 その他、この要領の実施について必要な事項は、運営管理者が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から実施する。